第 3 回

## 熊本県議会

# 教育警察常任委員会会議記録

令和4年6月15日

開会中

場所 第 1 委 員 会 室

### 第 3 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和4年6月15日(水曜日)

午前10時2分開議 午前10時17分休憩 午前10時20分開議 午前11時6分休憩 午前11時10分開議 午前11時46分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和4年度熊本県一般会計補 正予算(第3号)

議案第18号 令和4年度熊本県一般会計補 正予算(第4号)

報告第1号 令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第4号 令和3年度熊本県一般会計事 故繰越し繰越計算書の報告についてのう ち

報告第15号 専決処分の報告について 報告第18号 家庭教育支援の推進に関する 施策の報告について

請第41号 諸物価高騰の深刻な影響を受け る学校給食への公的援助を急ぎ、子ども たちの成長の保障を求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

#### 報告事項

- ①熊本県手数料条例の一部を改正する条 例の制定について(警察本部所管分)
- ②熊本県手数料条例の一部を改正する条例について(教育委員会所管分)
- ③熊本県読書バリアフリー推進計画(案) の策定について

出席委員(8人)

委員長 大 平 雄 副委員長 池 永 幸 生 委 員 城下広 作 委 員 池  $\mathbb{H}$ 和 書 渕 委 員 上 陽 岩 委 員 田 智 子 委 末 松 直 洋 員 委 員前 田敬介

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 白 石 伸 一

教育理事 石 元 光 弘

教育総務局長 城 内 智 昭

県立学校教育局長 重 岡 忠 希

市町村教育局長 古 田 亮

教育政策課長 竹 中 千 尋

学校人事課長 鍬 本 亮 太

文化課長 宮 﨑 公 一

施設課長 東 敬二

高校教育課長 前 田 浩 志

特別支援教育課長 宮 本 信 高

学校安全 · 安心推進課長 野 崎 康 司

体育保健課長 平 江 公 一

義務教育課長 藤 岡 寛 成

社会教育課長 三 角 登志美

人権同和教育課長 柳 田 壽 昭

警察本部

本部長 山 口 寛 峰

警務部長 清 水 稔 和

生活安全部長 髙 光 純 司

刑事部長 開 田 哲 生

交通部長 西村 博

警備部長 小 川 光一郎

首席監察官 松 永 透 参事官兼総務課長 田 中 弘 哉 参事官兼警務課長 竹 口 光二郎 参事官

兼生活安全企画課長 田 尻 正 浩 参事官兼地域課長 田 元 雅 文 参事官

> 兼刑事企画課長 井 野 新 輝 参事官

(組織犯罪対策) 前 田 嘉 輝 参事官兼交通企画課長 内 田 義 朗 参事官(運転免許) 竹 内 英 樹 参事官兼警備第一課長 松 村 英 志 参事官

(警備・災害対策) 八 木 世志一 理事官兼会計課長 合 瀬 勝 彦 交通規制課長 堤 信 二

事務局職員出席者

議事課主幹 甲 斐 博政務調査課主幹 村 山 智 彦

午前10時2分開議

○大平雄一委員長 ただいまから、第3回教 育警察常任委員会を開会いたします。

今回、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、警察本部を前半に、教育委員会を後半に、入れ替えて審議を行うこととしました。

なお、本日の委員会は、インターネット中継で行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を 議題とし、これについて審査を行います。

まず、付託議案等について執行部の説明を 求めた後に、一括して質疑を受けたいと思い ます。

なお、執行部からの説明は、効率よく進め るために、着座のまま、簡潔に行ってくださ い。

それでは、警察本部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、山口本部長。

○山口警察本部長 委員の皆様方におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり、 御支援、御協力をいただいておるところであります。この場をお借りしまして、心から御礼を申し上げます。

また、大平委員長におかれましては、大変 お忙しい中、さきに実施しました交通機動隊 安全運転競技大会に御臨席をいただき、誠に ありがとうございました。

それでは、今回県警察から提案しております3件の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

1件目は、予算関係でございます。

まず、議案第1号、令和4年度熊本県一般会計補正予算(第3号)につきましては、地方公務員育児休業法改正に伴う熊本県警察職員情報総合管理システムの改修に要する経費として、790万円余の増額補正をお願いするものでございます。

次に、議案第18号、令和4年度熊本県一般会計補正予算(第4号)については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の関連事業で、感染症対策に要する経費として3億6,580万円余の増額補正を追加でお願いするものでございます。

次に、報告第1号、令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、警察施設維持管理費等のうち、資材の入手難等により年度内の支払いが困難となったため繰り越したものを報告するものでございます。

2件目は、専決処分の報告関係です。

報告第15号、専決処分の報告については、 専決処分をさせていただきました2件の交通 事故の和解及び損害賠償額の決定についての 報告でございます。

3件目は、その他報告事項についてです。

これは、総務常任委員会で御審議いただい ております熊本県手数料条例の一部を改正す る条例の制定について報告させていただくも のです。

詳細につきましては、それぞれ担当者から 説明させますので、御審議のほどよろしくお 願いいたします。

○大平雄一委員長 次に、担当課長から説明 をお願いします。

○合瀨会計課長 会計課長でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の資料 で説明いたします。

初めに、表紙に「教育警察常任委員会説明 資料(付託議案関係)」と記載しております資 料を御覧ください。

資料の1ページ目、議案第1号令和4年度 熊本県一般会計補正予算(第3号)についてで ございます。

警察本部費で798万6,000円の増額をお願い しております。

これは、地方公務員の育児休業等に関する 法律の一部が改正され、育児休業の取得回数 の制限が緩和されること等に伴い、関連する 熊本県警察職員情報総合管理システムの改修 費用を計上するものでございます。

2ページ目を御覧ください。

報告第1号、令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

まず、1段目の事業名の欄、女性の活躍を 促進する組織づくり推進事業費で36万円余を 翌年度へ繰り越しておりますが、これは山鹿 警察署の女性用仮眠施設等の改修工事に係る ものでございます。

次に、2段目の警察施設維持管理費の翌年 度繰越額1億2,428万円余は、警察棟を含む 県庁舎の空調機更新工事等に係るものでござ います。

3段目の警察施設設備費(単独事業)の翌年 度繰越額1,028万円余は、水俣警察署職員住 宅の防水改修工事等に係るものでございま す。

4段目の交番・駐在所機能強化推進事業費の翌年度繰越額4,851万円余は、玉名警察署・伊倉駐在所の改修工事等に係るものでございます。

5段目の警察活動基本経費の翌年度繰越額 1,610万円余は、警察車両の購入に係るもの でございます。

6段目の交通指導取締・事故捜査費の翌年 度繰越額1,554万円余は、速度違反自動取締 り装置の撤去工事に係るものでございます。

ここまでの事業の繰越理由は、新型コロナウイルス感染症や半導体不足などの影響による資材の入手難であったり、計画、設計等に時間を要したため、年度内の完了が困難となったものでございます。

次に、7段目の交通安全施設等整備費(補助事業)の翌年度繰越額2,047万円余及び8段目の交通安全施設等整備費(単独事業)の翌年度繰越額348万円余でございますが、これは、国の補正予算に伴い、さきの2月補正予算で予算措置した通学路における交通安全の確保に係る対策費用であり、計画、設計等に時間を要することから、年度内の完了が困難であったものでございます。

以上、警察費で合計2億3,906万円余を繰り越して事業を実施するものでございます。

続きまして、資料は別冊に移り、表紙に「教育警察常任委員会説明資料(付託議案関係(追号議案))」と記載しております資料を御覧ください。

資料の1ページ目、追加提案されました議 案第18号、令和4年度熊本県一般会計補正予 算(第4号)についてでございます。

これは、内閣府所管の新型コロナウイルス 感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事 業について、補正予算を追加編成するもので ございます。

まず、警察本部費で、業務のデジタル化、 高度化及び感染症対策の推進に要する費用と して3億236万5,000円をお願いしておりま す。

これは、新たな情報通信技術の導入など、いわゆるDXへの取組を通じて業務の効率化を進め、人的資源の再配分によりコロナ禍における現場執行力の維持強化を図ろうとするもので、電子決裁機能を有する新たな文書管理システムの導入のほか、テレワークシステムなど在宅勤務環境の整備、捜査活動に用いる各種資機材のデジタル化、高度化を進めるものでございます。

次に、警察施設費で、警察施設における感 染症対策の推進に要する費用として1,600万 6,000円をお願いしております。

これは、警察署の空調設備の改修やトイレ、手洗い器の自動水栓化改修などを行うものでございます。

次に、警察活動費で、警察活動における感染症対策用資機材の整備に要する費用として4,744万9,000円をお願いしております。

これは、運転免許センターや警察署ロビー 等に設置する除菌脱臭機等のほか、地域警察 官の現場活動や検視作業等に必要なサージカ ルガウンやタイベックスーツなど、各種の感 染症対策用資機材を整備するものでございま す。

以上、追号議案の警察費総額は3億6,582 万円となります。

予算関係は以上でございます。御審議のほ どよろしくお願いいたします。 ○松永首席監察官 監察課でございます。

報告第15号の専決処分について御報告させていただきます。

資料は、先ほど最初に説明がありました付 託議案関係に記載された資料の3ページ及び 4ページを御覧ください。

令和3年8月から12月にかけて発生した本 県警察職員が運転する公用車による2件の交 通事故に関しまして、事故の相手方と熊本県 との間で損害賠償の額が決定し、和解が成立 しましたので、御報告いたします。

事故の概要につきましては、4ページの資料のとおりであり、2件の交通事故のいずれもが停車中の車両への追突で、県側の過失が10割の事故でありますので、県側から資料のとおりの賠償額を支払い、和解が成立いたしました。

なお、賠償につきましては、加入している 任意保険を使用して全額支払い済みです。

損害賠償が発生した交通事故に関しましては、運転者の不注意による交通事故であり、 職員への指導をさらに徹底し、公用車の交通 事故防止に努めてまいります。御審議のほど よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○大平雄一委員長 以上で警察本部の説明が 終わりましたので、質疑を受けたいと思いま す。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、 着座のままで説明をお願いします。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者の方は、マイクに少し近づいて、はっきりとした口調で発言いただきますようお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○城下広作委員 2ページの車両購入の部分で、半導体不足に伴い納期が遅れたんですけれども、大体どのくらい遅れるような状況なんでしょうか。

それと、この納期が遅れることによって業務に支障があるかないか、これだけちょっと確認をさせていただければと思います。

○合瀬会計課長 会計課でございます。

城下委員からの警察活動基本経費の警察車 両購入費の御質問にお答えいたします。

本件に関しましては、新型コロナウイルス 感染症の蔓延に伴い、自動車部品及び半導体 の供給不足となり、年度内に納品が完了しな かったもので、現在1台だけ完了しておりま せん。

本件につきましても、完了予定日は令和5年3月31日を予定しております。

以上でございます。

○城下広作委員 大事な業務の部分で、納期が遅れて支障を来すといけないなということで、とにかく今、全般的に苦労も、こういう形で半導体の問題で一般の方もなかなか苦しんでいるというか、困っているという状況があるものだから、警察も同じようなことがあったんだなということで確認させていただきました。

分かりました。了解でございます。

○大平雄一委員長 ほかに質疑はありません か。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○大平雄一委員長 なければ、これで警察本 部に係る質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えのため、ここで 5分間休憩をいたします。

再開は、10時25分といたします。

午前10時17分休憩

午前10時20分開議

○大平雄一委員長 休憩前に引き続き会議を 開きます。

まず、付託議案等について執行部の説明を 求めた後に、一括して質疑を受けたいと思い ます。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま、簡潔に行ってください。

それでは、教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。 初めに、白石教育長。

○白石教育長 議案の説明に先立ちまして、 去る5月26日に窃盗等の容疑で逮捕、起訴されました教諭に対し、起訴休職とする分限処分を行いました。

また、6月9日には、別の教諭が、強制性 交等未遂の容疑で逮捕されるという事案も発 生いたしました。

早急に事実関係を確認した上で厳正に対処 してまいりますが、県民の皆様の信頼を大き く損ねるこのような事案が発生したことを、 教育長として非常に重く受け止めておりま す。

被害に遭われた方や全ての関係者、そして 県民の皆様に対しまして、深くおわびを申し 上げます。

今回の事案を受け、改めて管理監督者に対し、教職員を監督する責任を自覚するとともに、あらゆる機会を通じて教職員一人一人の状況を踏まえた指導を行うことや綱紀の保持及び服務規律について、周知徹底したところでございます。

今後も、全ての教職員が、常に自らの使命 と職責を忘れずに行動するよう、不祥事防止 に係る研修等を継続的に行い、不祥事の根絶 と再発防止に向けて、全力で取り組んでまい ります。

それでは、本会議に提出しております教育

委員会関係の議案等の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係2議 案、報告関係3件でございます。

まず、6月補正予算についてでございます。追加提案分と合わせまして、総額3億1,781万円余の増額補正をお願いしております。

主な内容としまして、新型コロナウイルス 感染症の影響により修学旅行を延期した場合 に発生する追加費用や原油価格、物価高騰に より影響を受ける給食費に対する助成等でご ざいます。

次に、報告関係についてです。

令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越 計算書の報告外2件について御報告させてい ただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要 でございます。詳細につきましては、関係課 長が説明いたしますので、御審議のほどよろ しくお願い申し上げます。

- ○大平雄一委員長 次に、担当課長から説明 をお願いします。
- ○前田高校教育課長 高校教育課でございます。

お手元の説明資料、括弧書きで「(令和4年度6月補正予算等)」と記載してあります 資料を御覧ください。

2ページをお願いいたします。

1段目の教育指導費の右側の1、指導行政事務費の(1)県立学校修学旅行支援事業ですが、これは、県立学校において、新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行を延期した場合等に発生する追加費用の支援に要する経費を計上するものでございます。

高校教育課の説明は以上でございます。

○竹中教育政策課長 教育政策課です。

3ページをお願いいたします。

6月補正予算の追加提案分について御説明 します。

事務局費の右側の1、事務局運営費等の(1)熊本県教育情報化推進事業ですが、これは、新型コロナウイルス感染症対策分として、県立学校において授業支援などを行うICT支援員の増員に要する経費を計上するものでございます。

教育政策課の説明は以上です。

○鍬本学校人事課長 学校人事課です。

4ページをお願いします。

1段目の教職員人事費の右側の免許事務費ですが、これは、教育職員免許法認定講習について、新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン形式で開催するに当たり、円滑な講習を実施するため、マニュアル作成やオンライン機器操作のサポート等の業務を民間のITコーディネーターに委託するための経費を計上するものでございます。

次に、2段目の高等学校総務費の右側の 1、学校運営費の(1)県立学校の原油価格物 価高騰対応事業ですが、これは、県立特別支 援学校における給食の食材調達費高騰に伴う PTA等に対する助成に要する経費を計上す るものでございます。

学校人事課の説明は以上です。

○宮﨑文化課長 文化課でございます。

5ページをお願いいたします。

文化費の右側の1、文化振興費の(1)ふれ あい芸術こども劇場事業ですが、これは、芸 術体験教室を開催するための感染症防止対策 に要する経費を計上するものでございます。

次に、(2)高等学校芸術文化振興事業ですが、これは、高等学校芸術文化活動の動画の配信等による情報発信に要する経費を計上するものでございます。

文化課の説明は以上でございます。

○前田高校教育課長 高校教育課です。

6ページ上段をお願いいたします。

教育振興費の右側の1、定時制通信制修学 奨励事業費の(1)定通教育修学奨励事業です が、これは、県立高校定時制課程における原 油価格、物価高騰の影響による食材調達費の 追加的経費の支援に要する経費を計上するも のでございます。

高校教育課の説明は以上でございます。

○宮本特別支援教育課長 特別支援教育課で ございます。

6ページ下段をお願いします。

教育指導費の右側の1、学校教育指導費の (1)県立特別支援学校寄宿舎における舎費支 援事業ですが、これは、県立特別支援学校寄 宿舎における原油価格、物価高騰に伴う食材 調達費の値上げで増加する保護者負担に対す る助成に要する経費を計上するものでござい ます。

次に、(2)発達障がい等支援事業ですが、 これは、特別支援学校における感染症対策の ための物品や教具等の購入に要する経費を計 上するものでございます。

特別支援教育課の説明は以上です。

○野崎学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

7ページ上段をお願いいたします。

教育指導費の右側の1、児童生徒の健全育成費の(1)スクールカウンセラー活用事業ですが、これは、いじめ、不登校及び新型コロナウイルス感染症等に伴う児童生徒への対応を行うため、県立学校配置スクールカウンセラーの配置時間拡充に要する経費を計上するものでございます。

学校安全・安心推進課の説明は以上です。

○藤岡義務教育課長 義務教育課でございま

す。

7ページ下段をお願いします。

教育指導費の右側の1、学校教育指導費の(1)教育支援体制整備事業(公立幼稚園)ですが、これは、公立幼稚園におけるICT化または新型コロナウイルス感染症対策に取り組む市町村に対する助成に要する経費を計上するものでございます。

義務教育課の説明は以上です。

○三角社会教育課長 社会教育課です。

8ページをお願いいたします。

1段目の社会教育総務費の右側の1、地域・家庭教育力活性化推進事業費の(1)「ウィズコロナ」下での家庭教育支援推進事業ですが、これは、ウィズコロナ下での家庭教育支援に係るオンライン講座等に要する経費を計上するものでございます。

次に、2、社会教育諸費の(1)青少年教育施設管理運営費ですが、これは、ウィズコロナ下での青少年教育施設におけるコロナ対策関連備品の購入に要する経費を計上するものでございます。

続いて、2段目の図書館費の右側の1、管理運営費の(1)管理運営費ですが、これは、新しい生活様式に対応した県市等連携事業に係る貸出し図書の購入等に要する経費を計上するものでございます。

次に、2、事業費の(1)読書バリアフリー 法に基づく図書資料整備事業ですが、これ は、読書バリアフリーにおけるウィズコロナ に対応する電子機器の購入に要する経費を計 上するものでございます。

社会教育課の説明は以上です。

○竹中教育政策課長 教育政策課です。

9ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書について御説明します。

1段目、教育総務費の熊本県教育情報化推

進事業費ですが、これは、令和3年度2月補 正で計上した7億7,676万1,000円について、 通信ネットワーク工事やシステムの整備等に 長期の日数を要することから、年度内の執行 が困難となり、繰り越したものでございま す。

教育政策課の報告は以上です。

○鍬本学校人事課長 学校人事課です。 10ページをお願いします。

1段目、教育総務費の県立学校給食費公会 計化等推進事業費ですが、これは、令和3年 度2月補正事業であり、給食費公会計化等に 伴う学校徴収金システムの選定及び導入に要 する費用で、選定及び導入に長期の日数を要 し、年度内の執行が困難となり、繰り越した ものでございます。

次に、2段目、教育総務費の小学校等感染症対策事業費ですが、これは、令和3年度2月補正事業であり、小学校等における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生を防止するための抗原検査に要する費用で、感染拡大が落ち着くまでの間、令和4年度においても継続して抗原検査を実施する必要があり、年度内の執行が困難となり、繰り越したものでございます。

次に、3段目から5段目の中学校費、高等学校費、特別支援学校費ですが、これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響で修学旅行を延期した学校において、職員の引率旅費の年度内執行が困難であったこと、また、国の学校保健特別対策事業費補助金の交付決定が令和4年3月となったことによる感染症対策に伴う物品購入等の経費について、年度内の執行が困難であったため、繰り越したものでございます。

学校人事課の報告は以上です。

○宮﨑文化課長 文化課でございます。 11ページをお願いいたします。 1段目の社会教育費の文化財保存整備事業 費ですが、これは、工事に伴う環境保全対策 により、設計変更及び工程の見直し等に日数 を要し、年度内の執行が困難となったため、 繰り越したものでございます。

2段目の教育災害復旧費の鞠智城跡災害復旧費ですが、これは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、鞠智城跡の災害復旧方法の検討を行う整備検討委員会の調整等に不測の日数を要し、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

3段目の教育災害復旧費の文化財災害復旧 費ですが、これは、耐震補強等の追加調査に より、設計変更及び工程の見直し等に日数を 要し、年度内の執行が困難となったため、繰 り越したものでございます。

文化課の報告は以上です。

○東施設課長 施設課です。

説明資料12ページをお願いします。

1段目の高等学校校舎新・増改築事業費ですが、これは、熊本工業高校実習棟改築工事について、設計に当たり、工法等の検討に時間を要し、適正な工期を確保することができず、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

次に、2段目の高等学校施設整備事業費ですが、これは、熊本北高校UD改修工事ほか19件について、設計変更等による工期延長及び他工事との調整に伴い、設計や工事に時間を要したことなどにより、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

次に、3段目の県立学校防災機能強化事業費ですが、これは、小川工業高校防災機能トイレ設置工事ほか1件について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により設計に時間を要し、適正な工期を確保することができず、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

次に、4段目の特別支援学校施設整備事業費ですが、これは、盲学校管理棟空調改修工事ほか7件について、当初予算事業の入札不調などに加え、国の経済対策に伴う2月補正事業であったことにより、適正な工期を確保することができず、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

次に、5段目の特別支援教育環境整備事業 費ですが、これは、球磨支援学校移転工事ほ か4件について、部品不足による工期延長や 入札不調などにより適正な工期を確保するこ とができず、年度内の執行が困難となったた め、繰り越したものでございます。

次に、最下段の県立学校施設災害復旧費ですが、これは、天草拓心高校果樹園法面復旧工事について、災害査定が令和3年11月末に行われたため、適正な工期を確保することができず、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

施設課の報告は以上です。

○前田高校教育課長 高校教育課です。 13ページ上段をお願いします。

1段目の高等学校費の高等学校産業教育設備整備費ですが、これは、熊本工業高校の建物本体(実習棟改築)工事の延長に伴う設備の納期延長により、年度内の執行が困難であったため、繰り越したものでございます。

次に、2段目の高等学校費の農業教育高度 化事業費ですが、令和3年度2月補正事業で あり、国の補正予算(経済対策)に係る交付決 定までに日数を要し、年度内の執行が困難で あったため、繰り越したものでございます。

高校教育課の報告は以上です。

○三角社会教育課長 社会教育課です。 13ページ下段をお願いいたします。

1段目の社会教育費の青少年教育施設管理 運営費ですが、これは、菊池少年自然の家電 気設備改修工事について、入札不調等により 工期が確保できず、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

次に、2段目の社会教育費の県立図書館機能保全事業費ですが、これは、県立図書館のトイレ改修工事について、災害復旧関連工事を優先したことや設計に日数を要し、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

次に、3段目の社会教育費の全国都市緑化 くまもとフェア特別展開催支援事業費です が、これは、全国都市緑化くまもとフェア特 別展の展示期間が年度をまたぐことから、年 度内の執行が困難となったため、繰り越した ものでございます。

社会教育課の報告は以上です。

○宮﨑文化課長 文化課でございます。 14ページ上段をお願いいたします。

事故繰越繰越計算書について御報告いたします。

教育災害復旧費の文化財災害復旧費ですが、これは、新型コロナウイルス感染拡大により、施工業者による職人の確保や資材調達が困難となり、工事施工に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

文化課の報告は以上でございます。

○前田高校教育課長 高校教育課です。 14ページ下段をお願いいたします。

高等学校費のデジタル化対応産業教育設備整備事業費ですが、これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により部品の調達が困難となり、資材の納品に不測の日数を要し、年度内の執行が困難であったため、繰り越したものでございます。

高校教育課の報告は以上です。

○三角社会教育課長 社会教育課です。16ページをお願いいたします。

報告第18号、家庭教育支援の推進に関する施策の報告についてでございます。

くまもと家庭教育支援条例第11条の規定により、今年度の家庭教育を支援するための施策を取りまとめ、御報告するものです。

16ページから21ページに、今年度の関係各課の取組及び予算額を一覧にしております。

では、22ページをお願いいたします。

くまもと家庭教育支援条例に基づく令和4年度の家庭教育支援に関する施策の報告について、令和3年度の主な取組や成果と併せて御説明いたします。

議案番号の記載がある四角枠囲みの下を御覧ください。

条例が施行されました平成25年度に、くまもと家庭教育支援条例関係課連絡会議を設置し、現在、総務部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、警察本部の5部局で連携して、本県の家庭教育支援に総合的、継続的に取り組んでおります。

まず、令和3年度の主な取組と成果について御説明いたします。

昨年度は、5部局18課で68の施策に取り組みました。

内訳について申しますと、(1)の条例第12 条に規定の親としての学びを支援する学習機 会の提供につきましては、5課で6施策に取 り組みました。

- (2)の条例第13条に規定の親になるための 学びの推進につきましては、5課で6施策に 取り組みました。
- (3)の条例第14条に規定の人材養成につきましては、7課で14施策に取り組みました。 23ページを御覧ください。
- (4)の条例第15条に規定の家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進につきましては、7課で14施策に取り組みました。
- (5)の条例第16条に規定の相談体制の整備 及び充実につきましては、7課で11施策に取 り組みました。

(6)の条例第17条に規定の広報及び啓発に つきましては、8課で17施策に取り組みました。

それでは、下段の四角枠囲み部分を御覧く ださい。

令和3年度の成果について、総括して説明 いたします。

令和3年度は、コロナ禍により減少している親の学びの機会を支援する学習機会の提供 と心のケアや不安解消のための相談体制の整 備と充実に取り組みました。

その成果として、2点申し上げます。

1点目は、コロナ禍における学習機会の提供です。

具体的に申し上げますと、啓発動画の配信などを行い、多くの閲覧があり、オンラインによる学習機会の提供につながりました。また、関係各課が連携し、啓発冊子の作成や配付を行いました。

24ページを御覧ください。

2点目は、コロナ禍における不安解消のための相談体制の整備と充実です。

コロナ禍における保護者や子供のストレス や不安解消のため、家庭教育電話相談やスク ールカウンセラーの配置活用など、相談体制 の整備と充実に取り組みました。

次に、令和4年度の主な施策について御説 明いたします。

本年度は、5部局18課で71の施策に取り組 んでまいります。

主な内容につきましては、条例に規定の施 策ごとに24ページから25ページに掲載してお りますので、後ほど御覧ください。

それでは、25ページの四角枠内を御覧くだ さい。

令和4年度の取組について説明いたしま す。

本年度は、コロナ禍においても、オンラインやオンデマンドによる講座など、多様な家庭教育支援を実施するとともに、家庭教育を

支援する人材育成と社会的機運の醸成に取り組みます。

推進の課題を踏まえた取組として3点申し上げます。

1点目は、学習機会の減少による情報不足 とつながりの希薄化への対応です。

ホームページによる発信、動画配信やオンライン講座等の学習機会の提供に努めます。ウィズコロナ下に対応した新たな学習形態の普及と啓発を行い、保護者同士のつながりの再構築を図ります。また、行政で発行する冊子やチラシ、ポスターなどを保護者に届け、情報発信を行います。

2点目は、家庭教育を支援する人材育成と 社会的機運の醸成です。

「親の学び」トレーナー等に対し、コロナ 禍、ウィズコロナ下における活動方法の研修 を行い、地域での活動を促進してまいります。また、くまもと家庭教育支援チームの登録促進等により、家庭教育を支援する社会的 機運醸成に取り組んでまいります。

3点目は、条例関係課の連携についてです。

各課の取組の周知や啓発、イベント等など、これまで以上に連携を取り、県民の皆様に情報を届けてまいります。

本年度も、条例関係課5部局18課を中心 に、市町村と連携協働し、推進してまいりま す。

なお、26ページ以降に、令和3年度の主な 施策の実績、令和4年度の主な施策の計画、 くまもと家庭教育支援条例の本文を載せてお ります。

社会教育課の報告は以上です。

○大平雄一委員長 以上で教育委員会の説明 が終わりましたので、質疑を受けたいと思い ます。

なお、質疑は、該当する資料のページ番 号、担当課と事業名を述べてからお願いしま す。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、 着座のままで説明をお願いします。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者 の方は、マイクに少し近づいて、はっきりと した口調で発言いただきますようお願いしま す。

それでは、質疑はありませんか。

○城下広作委員 議案ではないんですけれど も、冒頭に部長が教諭の逮捕のことに対して 触れられましたが、ちょうど時期も新年度に なったばかりで、例えば、生徒も新しく入学 した生徒、また、新しく教員になられてスタ ートするような方々とか、また、新しく赴任 された方々とか、いろいろとちょうど時期が 始まりの段階でこういうふうになると、非常 に現場の先生方、仲間同士でも衝撃が走った だろうし、また、そこに在校する生徒の中に も、やっぱりかなりいろんな意味で影響があ るのではないかと心配するんですけれども、 その辺の説明とかというのは、生徒たちにも しっかり話はされて対応されたのでしょう か。ちょっとその状況だけを確認させてくだ さい。

○鍬本学校人事課長 学校人事課でございま す。

今委員御指摘のとおり、直近におきましては、6月9日に起きました逮捕事案、これにつきましては、この教諭が属しておりました高校におきましては、この事件が発覚した直後に、まず、各生徒全員に事件の状況等を説明した後に、後はその翌日に保護者会を開催いたしまして、保護者の皆さんにも状況等を説明しまして、その中で、今後の学校の対応であるとか学校の授業、それから部活動、いろいろ分野がございますので、それぞれの対応について説明をして、特に動揺がないようにということでそのあたりは説明をしたとこ

ろでございまして、生徒、それから保護者と もに特段大きな反応といいますか、動揺する ところは、今のところはないというような状 況というふうに聞いているところでございま す。

○城下広作委員 あったことはあったことの 事実として、この間、教育長を中心として、 県下の校長の方も集まっていろいろ話をされ たと報道でもありました。

教育長も、新しい教育長になられまして、 最初の部分でこういう案件に当たり、そして いろんな意味で試練が最初からあったなと思 うんですけれども、本当にしっかりした対応 を取りながら、生徒に影響が大きいからです ね、やっぱり。そういう意味では、今後の部 分として、二度と起こらないような形の再発 防止の徹底というのは、お互い横とも連携し ながらとか、いろいろ協力しながら、そして 根絶に向けた形の知恵を出し合うという、そ ういうやっぱりチームワークなんかもしっか り教員同士の部分でも大事じゃないかなと思 いますので、その辺に関してちょっと教育長 のほうから、改めてその辺の決意といいます か、感想をちょっと述べていただければと思 います。

○白石教育長 いろいろありがとうございま す。

おっしゃいましたように、年度初めの出来 事ということで、それも4月以降2件連続して逮捕事案ということで、御心配のように、 学校関係者、生徒、皆さんやっぱりショック を受けたのではないかということで、そういったことになったことに対して、まず深くおわびを申し上げておきたいと思いますし、やっぱり大きな組織でごく一部の人がそういった形になってしまったんですけれども、ほとんどの人はやっぱり真面目に、先生たちは日夜業務に励んでいらっしゃるので、学校長さ んたちを集めたときも、やはりこのことで教職員、それから教育委員会全体が信頼を損ねるようなことになったことというのは非常に残念だったし、おっしゃるように、二度とこういったことが起きないように、不祥事根絶に向けて教育委員会全体でしっかり取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、引き続き御指導をお願いできればと思っております。

ありがとうございます。

○城下広作委員 もう全く教育長が言われる とおり、本当にこういう事件というのは一部 だと思うんですけれども、結果的に一部が全 体の評価につながって、大変残念な関係にも なると思うので、しっかり、先ほど述べられ たような形で、今後また対応を頑張っていた だきたいと思います。

以上でございます。

○池田和貴委員 今の城下先生と同じように、今回の事案について、ちょっと教育長にもお尋ねをしたいと思うんですが、やはり教職員の皆さん方、約1万数千名いらっしゃって、その方々は、それぞれに個人としての活動もしながらやられているので、考え方もいろいろその時々で変わっていくようなところもあるんだと思うんですね。ずっと一定であればいいんですけれども、日々の経験の中で考え方が変わったりとかいうことも、それは人間ですからあり得ると思うんですよ。

そういった意味では、なかなか、教職員、 ここに書いてある一人一人の状況を踏まえた 指導を行うことは、これはすごく重要なこと だと思うんですけれども、でも、やはり現実 的には限界があるというのも、私はしようが ない部分があるんじゃないかというふうに思 っております。

そういう意味では、ここにも書いてあるように、綱紀の保持や服務規程についての周知

徹底というのは、やはり統括する方が、多少 周りから厳しく思われても、絶え間なくやり 続けることしかできない、それがその各個人 個人の心の中に落ちて、本当に全員がやって くれることを願いながら、いろんな手法を試 しながらやるしかないというふうに思うんで すね。

ですから、今回こういうことが起きたことは非常に残念なことではありますが、こういった事案をやっぱり――今回は逮捕という形で表に出てきましたが、学校現場でも、もしそういった逮捕に至る以前にこういうことが認められるようなことがあれば、やはりきちっと表に出しながら、隠すのではなくて、やはり表に出しながら――隠していると言ってわけじゃないですよ。しっかりとやっぱり厳正に対処しながら、組織の規律を保ちながらやっていくことが必要なんじゃないかというふうに思うんですね。

ですから、ぜひ、全ての先生方、教職員の 方々が、今回のことを、今までのことも自分 のことと考えて子供たちの教育に当たってい ることを願っておりますので、ぜひそういっ た県議会から意見があったことも、教育の現 場の皆さん方にもお伝えいただければ大変あ りがたいと思っております。

教育長、何かコメントがあればいただきた いと思います。

#### ○白石教育長 ありがとうございます。

まさしく、今回の2件に限って申し上げれば、基本的には時間外で起きた事件だったということで、池田委員おっしゃるように、なかなかどこまで目配せが届くのかというのは、現場も悩んでいる部分はあると思うんですが、ただ、やっぱり日頃から管理職に申し上げているのは、日頃からしっかりコミュニケーションを取って、そして、やっぱり小さな気づきとか普通と違う動きをしたりとか、そういうのはしっかり目配せをしてほしいと

いうようなこともお願いしておりますし、学 校長を集めたときも、いわゆる不祥事防止マ ニュアルとか幾つかのマニュアル、細かいの がつくってあるんですけれども、そういった ところで、日頃から繰り返しそういったこと をみんなで研修して、それから、横の連絡と か横の気づきも大事にしながら、みんなでこ ういった不祥事を根絶しようということでお 願いをしているところでございますし、ま た、これも池田先生おっしゃいましたけれど も、不祥事、そういうマニュアルとかあって も、自分ごととしていかに捉えるかというと ころが一番大事なところで、やっぱり過去に 懲戒処分を受けたり、免職になった人たちの 生の声あたりも全部書いてあるんですよね。 本当に全て失ってしまったとかいう生々しい 事例もたくさん書きながら、ただ、それをや っぱり自分ごととしていかに捉えてもらえる かというところが一番今後の重要なところだ と思いますので、そういったところも含め て、しっかり、何といいますか、みんなで防 止に取り組んでいければというふうに思って おります。

以上です。

#### ○池田和貴委員 ぜひ頑張ってください。

○渕上陽一委員 城下先生、また池田先生から質問もされ、そして、もう2回も教育長が答弁したので、加えてということはないというふうに自分の中では思っているんですけれども、ただ、教育というのは、やはり先生と子供と、その家庭だったり地域での信頼がなかなら、教育なんか絶対無理だろうというふうに思っております。

私、小学校1年生から6年生まで、家庭訪問に来られた先生に親が何と言っていたか、 悪かこつしたら打ってください、今だったら 絶対問題でありますけれども、でも、やっぱ り私たちがちっちゃい頃は、そのくらい先生 たちに対しての信頼は強かったというふうに 思っております。

私たちもそうです。ここにおる議員は、選挙に出るわけであります。選挙に出て、じゃあいつ辞めるかと、もし自分に問われたならば、多分先生たちは、子供のために頑張ろうという思いがあって先生になる、私たちは、そこに暮らしている人たちが困っておられる、困っている人がいらっしゃる、その人たちをどう、ちゃんと困った人たちに寄り添いながら少しでもよくなっていく、その熱が終わったらいつでも僕は議員は辞めようと思いますし、まあ、熱がなくなって出たなら、それは地域の人たちは見透かして票を入れてくれないんだろうなというふうに思います。

なかなか、確かに一人一人のことは分から ぬこともあるかというふうに思いますけれど も、よくよく聞いてみると、何か少しおかし かったというのも、多分先生たちの中には気 づかれている人たちもいるんだろうというふ うに思っておりまして、私は、やはり学校が あって、その中で、多分この人少し変わった よね、何か困っていることがあるんじゃなか ろうかぐらいの気遣いをしっかり学校の中で やってあげることが、こんな大きな問題にな らずに多分済むところがあるんだろうという ふうに思っております。

今、一生懸命先生たちの負担軽減をやっていこうじゃないかという中で、やはりこういうことがあると、本当に一生懸命頑張っておられる先生方はかわいそうだなというふうに思っておりまして、決して皆さん方を責めようとは思わないんですけれども、もう一回そこら辺をしっかりと現場を見てあげながらやっていただければというふうに思いますので、しっかり本当に信頼できる先生方を取り戻そうという気持ちを持ってこれからやっていただければというふうに思いますので、どうかよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

○末松直洋委員 3ページの事務局費で、県立学校のICT支援員の増員ということでありますが、ICT支援員というのはどういう立場の人なのか、そして、現在、何人ぐらい、何校におられるのか、お聞きしたいと思います。

○竹中教育政策課長 ICT支援員、今お尋ねの件ですけれども、具体的な職務内容としましては、日常的に教職員の方のICT活用に伴う仕事をサポートする方々で、それぞれ配置されている学校を、先生方のニーズに応じまして、授業支援、校務支援、ICT環境整備、校内研修等を行っております。

なかなか、先生方、それぞれICT機器、 得手不得手がございますので、そこについ て、アドバイスなり、例えば、具体的にはデ ジタル教材の作成支援、また、そのICT機 器の操作支援、また、校内研修等も行ってい るところでございます。

続いて、今現在、ICT支援員、県は4校に1人程度、市町村は、それぞれの配置状況にばらつきはありますけれども、1校に1人程度から10校に1人程度と、差が見られるような状況でございます。

○末松直洋委員 県庁職員で、研修を受けられたという方たちでしょうか。

○竹中教育政策課長 こちら I C T 支援員は、県庁の職員ではなく、民間の方、それぞれ、県であれば県が民間業者と契約、雇用、市町村は、それぞれの各市町村教育委員会が I C T にたけている企業と契約して雇用しているものでございます。

○末松直洋委員 分かりました。ありがとう ございます。 ○岩田智子委員 そのICT支援員なんですけれども、学校ではとてもやっぱり大事な方というか、キーパーソンということで、先生方とても助かっていらっしゃるらしいです。

今言われたように、県は4校に1人ということ、それから、市町村は1校に1人いる、または10校に1人ということで、もう奪い合いというか、支援員の先生はいつうちの学校に来るんだろうかというようなことで大変な状況になっているので、ぜひ、今回は国からのあれで増やしておられますけれども、本当にこれからも大事にその人数分は取っていただきたいなというふうに思っています。

これは要望ですので、聞いていただければそれでいいです。

以上です。

○前田敬介委員 12ページの施設課の49番の特別支援学校施設整備事業費なんですけれども、内容にも入札不調などによりということで書いてあるんですが、これは多分エアコン関係かな、取付け関係かなと思うんですけれども、この入札不調というのは、正直、入札に来てくださっているんですかね。手挙げて――挙げるところがないから入札不調に陥っているのかどうか。

そして、この、何というんですかね、エアコンだったら、エアコン設備、取付けが間に合っているのかどうか。エアコンかどうかが分からないので、そこも含めて教えていただければと思います。

○東施設課長 施設課でございます。

お尋ねの内容なんですけれども、今回は、 これはエアコン関係とは全く関係ございませ ん。

今回の不調の状況なんですけれども、例えば、これは熊本かがやきの森支援学校、こちらで、二次調理室の増築を行う工事について、入札不調が発生しております。

簡単に状況をお話ししますと、昨年の6月から2度にわたりまして入札を行っておりますけれども、1回目は1社の応札、それから2回目は全辞退というふうな形になりました。後で調べてみますと、当時、市町村の工事を多く業者さんが請け負っていたというふうなそういう時期であったということで、今お話をしましたような不調に至ったということでございます。

その後、期間を置きまして改めて入札を行いまして、落札をしたというふうな案件でございます。

○前田敬介委員 内容がちょっとあれだった ので、価格の高騰とかで不調とかもあってい ますので、まあちょっと形は違ったんですけ れども、そういうところで、工事が進めれる ような、入札関係も含めて、よろしくお願い しておきます。

○大平雄一委員長 ほかに質疑はありません か。

○渕上陽一委員 7ページの学校安全・安心 推進課というところで、スクールカウンセラ ーの活用事業、いじめや不登校、新型コロナ ウイルス感染症に係る児童生徒への対応とい うことで載っておりますけれども、ちょっと お聞きしたところによりますと、不登校に関 する有識者会議で、職務内容を実行できない スクールカウンセラーがいるという指摘があ ったということで、各県とか政令市のほうに 文科省のほうから、課題解決に向けて、保護 者にちゃんと助言をするようにというのが各 都道府県に来たという、何か出したというこ とをお聞きしたんですけれども、まず、それ は来ているんでしょうか。

○野崎学校安全・安心推進課長 早急に確認 をさせていただきたいと思います。 以上でございます。

○渕上陽一委員 そういう話がありまして、 じゃあ確認してからでよかです。また後で、 分かってからにします。

○大平雄一委員長 ほかに質疑はありません か。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○大平雄一委員長 なければ、これで教育委員会に係る質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えのため、ここで 5分間休憩いたします。

再開は、11時10分といたします。

午前11時6分休憩

午前11時10分開議

○大平雄一委員長 休憩前に引き続き会議を 開きます。

ただいまから、本委員会に付託されました 議案第1号及び第18号について、一括して採 決したいと思いますが、御異議はありません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大平雄一委員長 御異議なしと認め、一括 して採決いたします。

議案第1号外1件について、原案のとおり 可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大平雄一委員長 御異議なしと認めます。 よって、議案第1号外1件は、原案のとおり 可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第41号を議題とい たします。

請第41号について、執行部から状況の説明 をお願いします。

○鍬本学校人事課長 学校人事課でございま す。

学校給食においては、物価高騰に伴い、食

材の調達コストが上昇し、給食費の保護者負担の増加が懸念されているところです。

そこで、県立学校については、食材費の値上がりによって影響を受ける給食費等の保護者負担軽減を図るための助成に係る経費について、6月補正予算の追号議案として提案し、先ほど当委員会において採決いただいたところです。

また、食育の推進、地場産物を活用した安全、安心の学校給食の推進の観点から、地場産物や国産物等を使用することも積極的に検討するよう、国からの通知がされています。

県内の小中学校等においては、毎月の食育の日に県産食材を活用した熊本の郷土料理の学校給食が提供されるなど、地産地消の推進が図られているところであり、県教育委員会としても、県学校給食会等と連携して、コスト面も考慮しながら、可能な範囲で地場産物等の積極的な活用に努めていくこととしています。

説明は以上です。

○大平雄一委員長 ただいまの説明に関して 質疑はありませんか。──なければ、これで 質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第41号については、いかがいたしましょ うか。

(「採択」「不採択」と呼ぶ者あり)

○大平雄一委員長 採択、不採択両方の意見 がありますので、採択についてお諮りいたし ます。

請第41号を採択することに賛成の委員の挙 手を求めます。

(賛成者举手)

○大平雄一委員長 挙手少数と認めます。よって、請第41号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も 継続審査することを議長に申し出ることとし てよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大平雄一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた 後、一括して質疑を受けたいと思います。 それでは、報告をお願いします。

○竹内参事官 運転免許試験課関係です。

私からは、熊本県手数料条例の一部を改正 する条例の制定について、運転免許に係るも のを説明いたします。

説明資料、その他報告事項の2ページを御覧ください。

今回の改正は、道路交通法の一部改正に伴い、手数料の対象を追加するものです。

本年5月13日に施行されました改正道路交通法では、運転免許保有者からの申請により、運転できる自動車の種類をサポートカーに限定する条件を付与することができることとなりました。

この限定条件の解除申請がなされた場合の 審査手数料を新たに追加するものであります ので、手数料額に変更はありません。

なお、本条例制定の議案については、知事 部局財政課から提出されます。

以上でございます。

○鍬本学校人事課長 学校人事課です。

お手元の説明資料、括弧書きで「(その他報告事項)教育委員会」と記載してある資料 を御覧ください。

1ページをお願いします。

本定例会の議案として、総務常任委員会に おいて、熊本県手数料条例の一部を改正する 条例の制定について提案されていますが、改 正内容に教員免許更新等に係る手数料が含ま れていますので、その概要について報告いた します。

2の改正の内容ですが、教育職員免許法の一部改正に伴い、本年7月1日以降、教員免許更新制が解消されることとなりました。このため、手数料条例における教員免許状の更新等に係る手数料の廃止等を行うものでございます。

3の改正内容の詳細ですが、廃止する手数料は、(1)に記載のとおり、免許状の有効期間の更新延長等に係るものや免許状更新講習の免除に係る手数料でございます。

4の条例の施行期日ですが、改正法の施行 日である本年7月1日でございます。

学校人事課の報告は以上です。

○三角社会教育課長 社会教育課です。

2ページをお願いします。

熊本県読書バリアフリー推進計画について 御報告します。

別冊にて、計画の素案を席上にお配りさせ ていただいておりますので、後ほど御覧くだ さい。

1、計画策定の趣旨についてですが、令和元年6月に施行された読書バリアフリー法、同法第7条に基づき、令和2年7月に策定、公表された国の読書バリアフリー基本計画を踏まえ、障害の有無にかかわらず、誰もが読書に親しむことができる熊本を目指し、今回、新たに策定するものでございます。

次に、2、概要について御説明いたしま す。

まず、計画の位置づけは、読書バリアフリー法第8条第1項に基づく都道府県の視覚障害者等の読書環境の整備推進計画になります。

計画の期間は、令和4年度から令和7年度とし、計画の対象者は、視覚障害、読字に困

難がある発達障害、寝たきりや上肢に障害がある、書籍を持つことやページをめくることが難しいなど、読書に困難を伴う身体障害のある人、読書や図書館の利用に困難を伴う知的障害のある人を対象としています。

続いて、計画の概要についてですが、3ページのA3判の概要案を御覧ください。

資料左下、第2章、障害者等の読書に係る 現状と課題等の2、本県における障害者等の 読書環境の課題を御覧ください。

アクセシブルな書籍等の充実等、障害者等 が利用しやすい読書環境の整備や読書活動の 支援等に課題があります。

また、何より読書バリアフリーの考え方の 普及啓発に取り組むことが重要だと考えてお ります。

続きまして、右上、第3章、基本理念と基本方針を御覧ください。

今回の計画では、障害の有無にかかわらず、誰もが読書に親しむことができる熊本を目指し、先ほど申し上げました課題を解決するため、2、基本方針に記載している3つの施策の方向性を定めております。

右下段、第4章、施策の方向性を御覧ください。

充実させるアクセシブルな書籍等の充実等 として、アクセシブルな書籍等の充実に努め ることや製作支援、製作人材の確保に向けた 取組を行っていくこととしています。

次に、サポートする読書環境の整備等として、障害者等が図書館等を円滑に利用できるようサポートを行うとともに、読書活動に関わる人材の養成等に向けた取組を行っていくこととします。

最後に、広げる、つなげる、普及啓発と連携体制の促進として、障害者等向けのサービスの周知を行うとともに、読書バリアフリーの考えを県民へ普及啓発を行っていくこととしております。

また、施策の推進に当たっては、関係機関

の連携体制の促進にも取り組んでまいります。

資料2ページにお戻りください。

3、策定の経過及び今後のスケジュールについてですが、策定の経過につきましては、現在までに3回の熊本県読書バリアフリー推進計画策定協議会を開催しました。

当該協議会には、学識経験者、市図書館 長、障害者団体会長等に入っていただき、活 発な御意見をいただいたところです。

5月11日から1か月間、パブリックコメントを実施し、聴取しました県民の御意見等を踏まえ、策定協議会を開催し、6月末までに策定、公表を行う予定です。

社会教育課からは以上です。

○大平雄一委員長 次に質疑に入ります。 その他報告について、質疑はありません か。

○岩田智子委員 免許更新制度が7月1日で終了するということで、その件について、手数料がなくなるという報告がございましたけれども、それに関わって教員不足ということがすごくあって、今まで免許を持っていたけれども、切れていた人は、復活するんですよね。復活、まあその辺のこととかを、私は持っとったけど切れとったけんというような人が潜在的にいらっしゃるかもしれないので、その辺のお知らせみたいなのはと、どういうふうになっているのかを教えてください。

○鍬本学校人事課長 学校人事課でございま す。

この教員免許更新制の解消に伴いまして、 免許状のいわゆる有効性といいますか、その あたりにつきましては、また、その詳細につ いては、国のほうが詳細を示すということに なっておりますけれども、今の時点で分かっ ていることについて申し上げますと、この法 の施行日前に有効期限を超過している免許 状、これは当然効力はないんですけれども、 再授与申請、再度申請を行っていただくとい うことで、有効期限のない免許状の授与を受 けることが可能というようなことで聞いてお ります。

こちらのほうとしても、またいろんなケースが想定されると思いますので、また国からの通知等もしっかり踏まえて、その辺りの周知は図っていきたいというふうに考えております。

○岩田智子委員 私は免許を持っているんですけれども、更新をしたので。だから、もう10年後というか、あともうちょっとでまたしなきゃいけないなと思っていたけれども、しなくていいということですね。でも、その手続をきちんとしないとだめということなので、その辺をきちんと皆さんにお知らせをお願いします。

それから、免許がなくなったから研修を充 実させるというようなことで文科省から来て いますけれども、やっぱり新採、今新しい新 規採用の先生たち、最初から担任とか、とて もやっぱり緊張したり、今いろんな問題があ って、親からのクレームとかいろんなことも あって、やっぱり1年目の研修とかは大事な んですけれども、それだったら、担任を持た せんで副担任とか、そんなふうなことも今か ら必要なんじゃないかなと思っています。

ある保険会社の、本当に民間の保険会社ですけれども、新規採用の新しい社員に対しての研修というのが、物すごく丁寧です。私もちょっと見せてもらったんですけれども、手取り足取り先輩が教えられる、そういうことが学校ってなかなかないですよね。もう担任として皆さんと言って立って、研修に出かけて、またそれを生かすというような感じなんですけれども、その辺の研修が、免許更新がないから厳しくというようなところにならな

いようにというか、やっぱり先生たちの自主性とか、その学校のやり方とか、しっかり信頼を、それこそ信頼をしていただきたいなと思っています。ここは要望です。

以上です。

○大平雄一委員長 ほかに何かありません か。

#### ○池田和貴委員 1点、社会教育課。

熊本県読書バリアフリー推進計画(案)についてなんですが、パブリックコメントを5月11日から6月9日までやられていますけれども、何件ぐらいパブリックコメントございましたでしょうか。

○三角社会教育課長 1件頂いたいたところ でございます。

○池田和貴委員 頂いたパブリックコメント については、その内容がもともとの計画案の 中に含まれているのか、また、新たにその辺 は協議をされたのか、その辺ちょっと教えて ください。

○三角社会教育課長 ありがとうございま す。

頂いたパブリックコメントにつきましては、基本的には、今回の計画については、非常に肯定的にいいことだということでお褒めいただいた上で、これを実際に推進していく上でより啓発をしていく必要がある、特に、先ほどからちょっと申し上げておりますサピエ図書館、これは視覚障害のある方たちとかが音声データをダウンロードできるような、そういうものがまだやはり知られていないので、そういうものも普及啓発する上での御助言のような御意見を頂いたところでございます

明日協議会を開催する予定にしておりまし

て、また、協議会の委員の方々からも、今後、このバリアフリー計画に基づく施策をやはり推進していくための御意見等を頂戴する 予定にしているところでございます。

ありがとうございます。

#### ○池田和貴委員 分かりました。

パブリックコメントで上がってきたものが きちんと審議をされて、最終的な計画案に持 っていけるというプロセスが確認できたの で、大変よかったと思います。頑張ってくだ さい。

○大平雄一委員長 ほかに何かありません か。

〇岩田智子委員 今日の熊日に、「ハイ!こちら編集局」なんですけれども、熊本市の14歳の中学生だったんですが、タブレットで男性生徒から嫌らしい写真が送ってくるとか、そんな中で、プールに男女一緒に入りたくないというような、そういうもしもし電話があっていたんです。

まあ、男女一緒にプールの件は置いといて、タブレットで、ICTが整っているから そんなふうなことが起こっているのでしょうか、本当にということでちょっとお尋ねした いんですけれども。

- ○城下広作委員 それは、今その報告事項の ……
- ○岩田智子委員 ごめんなさい。その他のそ の他で……
- ○城下広作委員 その他のその他でなら、私 ちょっと待っとるもんだから。
- ○岩田智子委員 ごめんなさい。

○城下広作委員 報告事項のことでその他と いうことで分かれてもらって、なければ一旦 切ってもらうと。

〇岩田智子委員 すみません。そうです。そ の他のその他です。

○大平雄一委員長 じゃあ、最後に、その他 に入ります。

委員の皆様から何か。

○城下広作委員 その他のその他で、今の流れでちょっと。

〇岩田智子委員 その他のその他で……実態、実際というか、そういう報告とか何かありますか。

○大平雄一委員長 この場で回答できない場合については、後日回答させていただきますので、御理解と御協力をお願いします。

ほかにありませんか。

○城下広作委員 じゃあ、ちょっと2点、私 は確認をさせていただきたいと思います。

一般論としてというか、今の決まりの中で の回答でお願いします。

中学校3年生が、仮に3月25日に卒業式を終わりました、そして、新たな高校の入学の学校の合格発表もあって、決まっております、その児童生徒は、3月31日まで中学生なのか、卒業式が中学生の終わりなのか、その子は、新しい高校が決まっているから、4月1日から、その高校にもう内定して決まっているから、そこの生徒という認識をされるのか、ちょっとそこの見解はどうなっているか、教えてください。

○藤岡義務教育課長 義務教育課でございます。

学校の籍につきましては、中学校は、基本的には3月31日までを中学校の籍というふうにしておりますので、そこまでは中学生という扱いにしているところでございます。

○城下広作委員 4月1日からは、県立高校でも私立高校でも、合格をしているパターンで、それは高校の身分なのか、ちょっとそこはどうなんですか。

○前田高校教育課長 高校教育課でございます。

今委員御質問の件に関しましては、基本的に、学校の中では、まず入学式がございまして、その中で入学を許可するというものがまず最初にございます。ですから、入学許可を経て基本的には入学をするというふうに考えております。

○城下広作委員 そうすると、3月31日までは中学生で、入学式が4月10日だったら、その子は、宙ぶらりんな形の身分がないということになるということですか。高校生ではないということですか。

○前田高校教育課長 はい。私どもとして は、認定ではそのように考えております。

○城下広作委員 だけど、入学式はあくまで も儀式の行事で、4月1日から、合格した学 校の職員の方々は、恐らくクラスの、例えば 編成とか名簿の作業とかはしているはずで す。しないと、入学式からそれをしたら、そ れは間に合わぬでしょうから。クラス替えな んかも。そうすると、実際に業務は、4月1 日から恐らく高校生という認識で、自分の高 校に入るという認識で作業をしているけれど も、たまたま入学式は4月10日ということの 部分で、そこから許可という話にすると、そ の子は、中学校を卒業して、高校生でもない という身分の青年というふうになるのかな。 それはどうなんですか。

○前田高校教育課長 委員のお話のとおり、 いわゆる入学に向けての準備というのは、確 かに学校のほうではやってまいりますが、現 時点ではその入学を許可するというのが入学 式の中に必ずございまして、そこまではあく まで入学予定者として扱っているという考え 方でございます。

○城下広作委員 結果的には、その入学許可 ということを入学式で定めているから、例え ば今回の秀岳館の問題は、結果的に合格し て、事前に学校に通って練習しても、逆に言 えば入学ができていない状態だから、すぐ転 校するというのはなかなか難しかったわけで すよ。

小学校から中学校に入るのは、義務教育だから、おのずと31日で小学校、1日から中学校というのは、これは自動的に法律でなるんですよ。だけど、高校も同じようにしてあげないと、逆に言えば宙ぶらりんになったことによって今回のような形で不測の事態を招く可能性が出てくるわけですよ。

これを解決するためには、これは文科省に確認したら、各学校、例えば各市町村でも、ある程度条例でそういうことを決めればいいのではないかと、そういう考えもあるんだけれども、この辺はどう思いますか。今のままでいいと思うか、そういうことを考慮しなきゃいけないと思うか、どちらが妥当だと思いますかということ。

○前田高校教育課長 委員の御意見に関しましては、ちょっとまたこの場で即断というのはなかなか難しゅうございますので、ちょっとまた持ち帰って考えさせていただいてもよろしいでしょうか。

○城下広作委員 大変重たい判断で、これは 大事なことで、今後いろいろな意味で考えな きゃいけないなというふうに思います。

それで、この流れで警察本部にも確認したいんです。

例えば、同じ部分で、3月25日に中学生が卒業して、31日に窃盗か何か間違って起こしたとなれば、この子は中学生という形で認識をするということになると思います。31日まで、先ほど。だけど、4月1日から――高校は決まっているんですよ。合格して決まっている。ところが、4月10日が入学式、なら、今の教育委員会の考えでは、まだ高校生じゃないとなると、こういう問題を、例えば4月5日に何か問題を起こしたとしますよ、その子供がですね。そうしたら、この子は高校生という位置づけをするのか、それとも、学校は決まっていない身分という形で少年として把握するのか、これはどうなんですか。

○高光生活安全部長 生活安全部でございま す。

ただいまお話にありましたように、高校入 学予定の少年につきましては、必要に応じま して、その進学先の学校、そちらのほうに連 絡するなどしての現在の身分の確認はいたし ます。

それと併せまして、少年の進学等に対する 連絡につきましては、少年の不利益等にもな りますものですから、そこも配慮しながら慎 重な対応を図るということにしておりますけ れども、個々に判断しているということにな ります。

#### 〇城下広作委員 分かりました。

いずれにしろ、ちょうどこの期間といいますか、このことがはっきりしないと、プラスにもなればマイナスにもなるということで、今回はたまたまそういう入学が正式な形じゃないということで、いわゆる転校ができなか

ったというような案件になったけれども、結 果的には、どこか転校が決まったということ で結果オーライだったんですけれども、そこ は後づけでそのことを、入学を認めるよとい うような形の判断を後になってやるというこ と自体が、人によって、ケースによっていろ いろ悩まにゃいかぬとなると、こういう場合 はもう明らかに、3月31日は中学、4月1日 は、合格していれば、そして入学予定者とい うことであれば、それはもう入学という形で 扱っとったほうが、いろんな形の部分でいい 場合は、都合の悪いからうちの生徒じゃな い、都合のいいときはうちの生徒だと、こう いう判断をしなくていいんじゃないかとい う、その辺の考え方をしっかりやっぱり論議 して答えを持っておくことが大事じゃないか なというふうに、今回の問題を通して、この 時期の捉え方というのが大事かなと思いま す。

あわせて、これは悪い例で言いましたけれども、そういうふうに、仮にそういう問題になったときにはどう対応するのかということも、すんなりと統一しておく考えがあれば、問題なく悩まずに対処できるかなということで問題提起をさせていただきたいと思います。

もう1点、続けてよろしいですか。 せっかく最初の委員会なものですから。

新年度になりまして、結構やっぱり郡部の 高校が定員割れで、まさにまた定員割れだな と、またこれは何年かすると廃校かなとか、 想像するわけですね。

その原因を考えると、何か郡部のほうから やっぱり市内のほうに生徒がばあっと一極集 中するようなイメージがあって、結果的にこ ぞってみんな市内のほうに、逆に言えば、あ る意味ではそれは学問の自由ですから、当然 それはいいんですけれども、それが結果的に はずっと、地元に残るというよりも、まあ親 の考えもあるし、本人の考えもあるでしょ う。やっぱり市内のほうにというような形で 入りやすくなっている環境があるから、そち らに移行すると、そのことによって郡部が全 部定員割れを起こすと。

このバランスをちょっと考えたときに、も ともと市内の県立高校でも、10クラスあると ころもあるわけですね。教育委員会の考えで は、ベストは4クラスから8クラスという話 をしているけれども、10クラスを超えて、逆 に言えば定員はなかなか変わらない。また、 私は――必ず公立の場合と私立の場合、私立 もどんどんと、定員がある意味ではしっかり 増えて、まあ経緯もあるでしょう。そうなる と、一生懸命頑張られて、私立もある程度十 分な定員になってくるだろうと。逆に言え ば、ストロー現象で吸い上げられて、市内の ほうが充実して生徒が集まる、郡部はだんだ んかすかすになるという、これではもうある 意味では、地元に本当に学校がだんだんだん だんなくなって、もうそれこそじり貧になる と。

こういう危機感がちょっとあるものですから、その辺の状況を、実際に郡部から市内に行く子供たちが、中学校からどのくらいパーセント的に行っているのか、それと、市内の学校関係、公立も私立も含めて、この定員の状況はどうなっているのか、そして、それをある程度抑えるということの考えは持ち合わせているのか、この辺をちょっと総括して教えていただければと思います。

○前田高校教育課長 高校教育課でございま す。

まず、委員の御質問の1点目でございますが、熊本市以外の地域から熊本市内に生徒がどの程度人の動きがあるかというお尋ねですが、直近で申し上げますと、25%弱ぐらいです。ここ4~5年は、大体20%から25%ぐらいの生徒が、熊本市以外の地域から熊本市内、いわゆる旧熊本学区と申しますが、熊本

市とあと周辺の益城、菊陽、合志の旧熊本学 区に進学をしているという状況でございま す。

それから、2点目の熊本市内の大規模校の 学級減についてというお話でございますが、 その点に関しましては、令和2年度に県立高 校のあり方検討会というのを実施いたしまし た。外部の有識者の皆さんに委員として参加 していただき、議論をしていただきました。 その際に、委員今御指摘の適正規模と大規模 校の学級減についても議論をしていただいた ところでございます。

令和3年の3月に、そのあり方検討会のまとめを提言としていただいております。その提言の中に、そのことについて大きく3つ分けて書いてございます。

1点目は、平成19年に、ちょうど県立高校の再編整備等基本計画というのができております。その計画段階では、平成30年時点で、いわゆる先ほど申し上げた旧熊本学区の中学校卒業者がおよそ8,000人ぐらいまで減るというふうに、平成19年当時は8,500人ぐらいだったと思うんですが、それぐらいまで減るという予測がされておりました。

実態はそうだったけれども、実際はどうだったかというと、平成30年段階で8,600人が 旧熊本学区の中学生の数でございました。

それから、2点目で、令和2年3月卒の中学校3年生の熊本市内の生徒に進学希望調査をされたそうです。その調査段階では、およそ4,520人が熊本市内の公立高校を――熊本市内の中学生がですね。熊本市内の公立高校を希望しているという状況でございます。

実際には、定員が当然ございますので、実際の入学者は2,970人にとどまっておりまして、およそ65%ぐらいの生徒が、熊本市内の中学生が熊本市内の高校を希望して、実際入学をしているという状況になります。

ですから、現時点で大規模校の学級減を行うということになりますと、熊本市内の生徒

にとっても、進路選択の幅が狭まってしまう という状況になるということも懸念されると いうところが2点目でございます。

それから、3点目としては、当時、再編基本計画の中で議論の土台として上がっておりました大規模校であることによる管理運営上の課題、例えば人間が多過ぎて人間関係が希薄になるのではないかとか、あるいは少人数を指導するための施設が十分でなくなるのではないかという点についても上がっておったので、その点についても御議論いただきまして、状況等を見ると、そのような課題は見受けられないというふうに提言の中ではいただいたところでございます。

これらを踏まえて、提言の中では、大規模 校の学級減につきましては、熊本市外の高校 の魅力化の推進を図る、それと併せて、今後 の熊本市内の中学校卒業者の動向、数の動向 ですね。あるいは、私立高校や高等専門学校 もございますので、それと県立高校以外への 入学の状況、それから引き続き学校の管理運 営の状況等を見て、引き続き検討を続けてい く必要があるのではないかという御提言をい ただいております。

教育委員会としましては、その提言を踏ま えて、今後もしっかりそこについて注視しな がら、今のような点を注視しながら検討を進 めていきたいと思っているところでございま す。

以上でございます。

○城下広作委員 いろいろありがとうござい ました。

いずれにしろ、あんまり――もう時間もありませんから、深くは言いません。要は、郡部で本当に小学校、中学校が統廃合でなくなって、最後に地元高校がなくなると、それこそもっとじり貧になるというのは明らかでございます。どうにかして残すというような考え方もやっていかなきゃいけない。

一方で、熊本市内に人口が集中していることも分かります。ここを減らすことによって、熊本市内の人が、自分は熊本市内に入れないというようなことも起こってくるのもあります。だけど、郡部は、そうやって地元から離れて市内という、地元の場所から離れるということも選択肢でやっていることも事実です。

それと、これは、市内は特に今度は公立と 私立の関係があります。公立だけ減らせとい う話じゃありません。そのときは、私立も一 緒に、その定員はどうなのかと、一緒に下げ ていかないと、公立と私立の関係も崩れてし まうとおかしくなりますので、いずれにし ろ、定員の考え方というのは非常に根深く て、逆に言えば地域の問題にも大きく関連し てきますので、いろんな提言とか、恐らく検 討委員会もあったと思いますが、ぜひ、教育 委員会も、このことは常に絶え間なく現状認 識をしながら、どうあるべきかということを 論議していくという考えも持っていただきた い。

これで一応、私のほうも同時に考えていき たいと思いますので、よろしくお願いをした いと思います。

以上です。

○大平雄一委員長 ほかに何かありません か。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○大平雄一委員長 以上で本日の議題は全て 終了いたしました。

最後に、陳情・要望書が3件提出されております。参考として、お手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第3回教育警察常任委員会を閉会します。

午前11時46分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

教育警察常任委員会委員長